

様式第二(第四条関係)

証明資料提出同意通知書

年 月 日

殿

(ふりがな)
証明資料提出者 氏名又は名称

(ふりがな)

住 所

(注1)代表者の氏名
等

印(注2)

※登録番号

下記1の者が経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第3条第1項の規定により特定原産地証明書の発給を申請する下記2の物品について、同条第3項の規定により当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出することに同意し、下記のとおり提出いたします。

記

1. 特定原産地証明書の発給を申請する者

発給申請者の氏名 又は名称	住所	担当部署 /担当者名	電話 /FAX	※登録番号

2. 特定原産品であることを証明する物品及び証明資料に基づき特定原産品であることを明らかにすることを同意する期間等

HSコード	品名等	資料番号(注3)	同意する期間(注4)	備考

<記載要領>

- (注1) 代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職(申請者が個人である場合は記載不要)。
- (注2) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。ただし、証明資料提出者が、指定発給機関において証明資料提出者の利用のために供された電子情報処理組織を使用して、当該証明資料提出者に係る登録番号を入力し、かつ、当該番号が印字された証明資料提出同意通知書を作成することができる場合には、押印又は署名を省略することができる。
- (注3) 資料の通し番号を記載すること。ただし、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第4条の2第5項の規定により、特定原産品であることを確認する書面の交付を受けたときは、当該書面に記載された原産品判定番号を記載すること。
- (注4) 証明資料を提出した日から起算して3年間に限り、当該証明資料に基づき特定原産品であることを明らかにすることを同意する期間を設定できる。同意する期間を超えて、発給申請者が最初の特定原産地証明書の発給を申請するときに新たに同意通知書を提出しなければならない。

<備考>

- ※印の欄は、不明の場合は記載しなくても差し支えない。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4とすること。